

入札公告（説明書）

令和 8 年 1 月 28 日
東日本高速道路株式会社 新潟支社長 佐久間 仁

次のとおり簡易公募型プロポーザル方式について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書【電子入札】、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和 7 年 4 月版）（以下「共通入札公告」という。）』に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、共通入札公告 4-2-1 に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

1. 調達手続の概要

1-1	契約件名（調査等名）	磐越自動車道 西会津～津川間盛土場詳細設計
1-2	業務概要	業務箇所、数量及び履行期間等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』又は『参考図』を参照のこと
1-3	契約責任者	NEXCO 東日本 新潟支社長 佐久間 仁
1-4	契約担当部署	NEXCO 東日本 新潟支社 技術部 調達契約課 (住所) 〒950-0917 新潟県新潟市中央区天神 1-1 (電話) 025-241-5116 (電子メールアドレス) ki-r-niigata@e-nexco.co.jp
1-5	入札方法	電子入札
1-6	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）… <u>入札者に対する指示書【電子入札】</u> [26]を参照のこと
1-7	支払条件	[前金払の有無] 履行期間が 60 日以上の場合 かつ 請負代金額が 300 万円以上の場合：「有」 履行期間が 60 日未満の場合 又は 請負代金額が 300 万円未満の場合：「無」
1-8	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと
1-9	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-10	指名併用理由	本件競争入札においては非該当
1-11	設計業務成果品等の貸与	<u>入札者に対する指示書【電子入札】</u> [7]②に示す閲覧資料の有無：「無」

1-12	見積活用方式の有無	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-13	その他	特記事項なし

2. 入札手続き日程

2-1	審査基準日	本書 2-3. に示す「参加表明書」の提出期限日
2-2	契約図書の配布期間	入札公告の日 から 令和 8 年 2 月 13 日
2-3	参加表明書の提出期限	<p>【提出期限】 入札公告の日 から 令和 8 年 2 月 13 日 16 時 00 分まで ※<u>共通入札公告</u> 4-3-1 及び 4-3-5～4-3-11 に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 <u>入札者に対する指示書【電子入札】</u> [9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9] [2] (6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。なお、書留郵便等により提出する場合は、2 部提出すること。</p> <p>【提出書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 参加表明書様式 1[参加表明書] (2) 参加表明書様式 2[技術資料] (3) 参加表明書様式 3[業務実施体制] (4) 担当者連絡先届
2-4	技術提案書の提出者を選定及び提出要請日	令和 8 年 2 月 27 日を予定 ※技術提案書の提出者に選定しない場合は、非選定通知書を送付します。
2-5	非選定通知にかかる理由の説明請求期限日	非選定の通知をした日の翌日から 7 日（休日を含まない）以内
2-6	技術提案書の提出期限	<p>【提出期限】 令和 8 年 3 月 19 日 16 時 00 分 ※<u>共通入札公告</u> 4-3-8～4-3-11 に示す技術提案書に関する事項及び別添「技術提案書作成説明書」を十分に確認のうえ提出すること。</p>

		<p>【提出方法】 電子入札システムの『技術提案書』画面の添付欄に、技術提案書に必要な書類一式を添付し提出すること。 なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、以下に示す 1) 又は 2) の手続きにより提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 事前に電子メールアドレスを登録のうえ（入札者に対する指示書【電子入札】の冒頭「お知らせ」参照）、電子メールにより提出するとともに、電子入札システムの『技術提案書』画面の添付欄には、技術提案書様式 1 のみを添付し提出すること。 2) 入札者に対する指示書【電子入札】の様式 1「郵送提出について」を作成し、技術提案書に必要な書類と併に書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により 2 部提出するとともに、電子入札システムの『技術提案書』画面の添付欄には、様式 1「郵送提出について」のみを添付すること。 <p>【提出書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 技術提案書様式 1[技術提案書] (2) 技術提案書様式 2[技術資料] (3) 技術提案書様式 3[技術提案資料]
2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	<p>【実施期間】 令和 8 年 4 月 6 日 から 令和 8 年 4 月 20 日 までを予定</p> <p>【実施場所】 NEXCO 東日本 新潟工事事務所 会議室 又は Web 会議システム</p>
2-8	技術提案書の特定通知日	<p>令和 8 年 5 月 22 日を予定 ※特定しない場合は、非特定通知書を送付します。</p>
2-9	非特定通知にかかる理由の説明請求期限日	<p>非特定の通知をした日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内</p>
2-10	参考見積書の提出期限	<p>【提出期限】 令和 8 年 3 月 19 日 16 時 00 分 ※参考見積書の提出対象者は、技術提案書の提出者のみとする。 設計関係図書で示す参考業務規模に対する技術提案書の提案内容に基づく参考見積書を提出すること。</p> <p>【提出方法】 参考見積書を Microsoft Excel 形式で、電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書【電子入札】の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。</p>
2-11	参考見積書に関する問い合わせ期間	<p>令和 8 年 4 月 6 日 から 令和 8 年 4 月 20 日 までを予定</p>

2-12	訂正参考見積書提出期限	本件競争入札においては非該当
2-13	見積書の提出期限	<p>【提出期限】 特定した見積者に別途通知する。 なお、<u>共通入札公告</u> 4-5 に示す見積合わせに関する事項を確認のうえ提出すること。</p> <p>また、<u>共通入札公告</u> 4-4-1. ①に示す内訳明細書についても見積書と併せて提出すること。 ※内訳明細書は、Microsoft Excel により作成することとし、参考見積書を提出した項目の摘要欄には「見積対象」と記載すること。 <u>(金抜設計書様式のとおり)</u></p> <p>【提出方法】 <u>入札者に対する指示書【電子入札】</u> [12]から[14]に従い、電子入札システムにより提出すること。</p> <p>【提出書類】 (1) 見積書 (2) 内訳明細書(※Microsoft Excel により提出すること。 ※内訳書の提出の必要がない場合は、参加表明書様式1を添付すること。</p>
2-14	見積日時	特定した見積者に別途通知する。
2-15	見積執行場所	本書 1-4. に示す契約担当部署
2-16	本件競争入札に関する質問受付期間	<p>【受付期間】 入札公告の日 から 令和 8 年 3 月 11 日 16 時 00 分まで</p> <p>【受付場所】 本書 1-4. に示す契約担当部署</p> <p>【受付方法】 質問書面（別紙質問書様式）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、<u>入札者に対する指示書【電子入札】</u>の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 書留郵便等による提出で質問数が 5 問以上の場合は、質問書面のほか、質問書面を Microsoft Word 等により作成したファイルを記録した CD-R も提出すること。</p> <p>【質問内容の記載上の留意点】 質問書面中に記載する質問内容に、質問者の会社名やその会社を類推できるような情報を記載しないようにすること。</p>

2-17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として5日以内（休日を除く。）
2-18	資料の閲覧期間 (設計業務成果品等の貸与)	本件競争入札においては非該当

【ご案内】NEXCO 東日本における調達契約手続きの電子化の概要について

NEXCO 東日本では、競争参加希望者・受注者の皆さまの負担軽減・業務効率化や、手続きの迅速化を目的として令和3年4月以降、調達契約手続きの電子化を一層推進しております。

詳細は、NEXCO 東日本の HP に掲載しておりますので、ご確認のうえ手続きをお願いします。

https://www.e-nexco.co.jp/assets/pdf/bids/auction_info/outline.pdf

※各文書について、電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照して下さい。また、受付期限内に提出のない場合や、普通郵便、持参、ZIP ファイル形式による提出は受け付けておりません。

競争参加資格要件等一覧表

業務名		磐越自動車道 西会津～津川間盛土場詳細設計																																														
調達手続の概要	競争契約の方法	簡易公募型プロポーザル方式																																														
	落札者の決定方法	一																																														
	見積活用方式の対象	有																																														
	入札ボンド	対象外																																														
	履行ボンド	対象																																														
	審査時期	事前審査																																														
		下記に示す業種区分の「令和7・8年度競争参加資格」を有する者であること。																																														
業種区分		道路設計																																														
企業に求める事項	審査基準	平成22年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。																																														
		業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。																																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分野</th><th>業務段階1</th><th>業務段階2</th><th>業務段階3</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路</td><td>道路</td><td>基本(予備・概略)設計</td><td></td></tr> <tr><td>道路</td><td>道路</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr> <tr><td>道路</td><td>道路</td><td>施工計画</td><td></td></tr> <tr><td>道路</td><td>現道拡幅</td><td>基本(予備・概略)設計</td><td></td></tr> <tr><td>道路</td><td>現道拡幅</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr> <tr><td>道路</td><td>現道拡幅</td><td>施工計画</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	道路	道路	基本(予備・概略)設計		道路	道路	実施(詳細)設計		道路	道路	施工計画		道路	現道拡幅	基本(予備・概略)設計		道路	現道拡幅	実施(詳細)設計		道路	現道拡幅	施工計画																
業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																													
道路	道路	基本(予備・概略)設計																																														
道路	道路	実施(詳細)設計																																														
道路	道路	施工計画																																														
道路	現道拡幅	基本(予備・概略)設計																																														
道路	現道拡幅	実施(詳細)設計																																														
道路	現道拡幅	施工計画																																														
競争参加要件	審査基準	次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。																																														
		平成22年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。																																														
		業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。																																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分野</th><th>業務段階1</th><th>業務段階2</th><th>業務段階3</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路</td><td>道路</td><td>基本(予備・概略)設計</td><td></td></tr> <tr><td>道路</td><td>道路</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr> <tr><td>道路</td><td>道路</td><td>施工計画</td><td></td></tr> <tr><td>道路</td><td>現道拡幅</td><td>基本(予備・概略)設計</td><td></td></tr> <tr><td>道路</td><td>現道拡幅</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr> <tr><td>道路</td><td>現道拡幅</td><td>施工計画</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	道路	道路	基本(予備・概略)設計		道路	道路	実施(詳細)設計		道路	道路	施工計画		道路	現道拡幅	基本(予備・概略)設計		道路	現道拡幅	実施(詳細)設計		道路	現道拡幅	施工計画																
業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																													
道路	道路	基本(予備・概略)設計																																														
道路	道路	実施(詳細)設計																																														
道路	道路	施工計画																																														
道路	現道拡幅	基本(予備・概略)設計																																														
道路	現道拡幅	実施(詳細)設計																																														
道路	現道拡幅	施工計画																																														
予定管理技術者に求める事項	審査基準	次に示すいずれかの技術者資格を有し、かつ、当該技術者資格に応じて関連する法規又は制度による資格登録等を行っている者であること。																																														
		<table border="1"> <tr><td>イ</td><td>1 技術士</td><td>総合技術監理部門</td><td>建設－道路</td></tr> <tr><td></td><td>2 技術士</td><td>建設部門</td><td>道路</td></tr> <tr><td></td><td>3 上記2同等の能力と経験を有する者※1</td><td></td><td></td></tr> </table>				イ	1 技術士	総合技術監理部門	建設－道路		2 技術士	建設部門	道路		3 上記2同等の能力と経験を有する者※1																																	
イ	1 技術士	総合技術監理部門	建設－道路																																													
	2 技術士	建設部門	道路																																													
	3 上記2同等の能力と経験を有する者※1																																															
	<table border="1"> <tr><td>ロ</td><td>4 国土交通省登録技術者資格</td><td>道路</td><td>計画・調査・設計</td></tr> <tr><td></td><td>5 RCCM</td><td>道路</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>6 土木学会認定土木技術者</td><td>特別上級土木技術者</td><td>交通</td></tr> <tr><td></td><td>7 土木学会認定土木技術者</td><td>上級土木技術者コースA</td><td>交通</td></tr> <tr><td></td><td>8 土木学会認定土木技術者</td><td>1級土木技術者コースA</td><td>交通</td></tr> <tr><td></td><td>9 土木学会認定土木技術者</td><td>上級土木技術者コースB</td><td>交通</td></tr> <tr><td></td><td>10 土木学会認定土木技術者</td><td>1級土木技術者コースB</td><td>交通</td></tr> </table>				ロ	4 国土交通省登録技術者資格	道路	計画・調査・設計		5 RCCM	道路			6 土木学会認定土木技術者	特別上級土木技術者	交通		7 土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースA	交通		8 土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースA	交通		9 土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースB	交通		10 土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースB	交通																
ロ	4 国土交通省登録技術者資格	道路	計画・調査・設計																																													
	5 RCCM	道路																																														
	6 土木学会認定土木技術者	特別上級土木技術者	交通																																													
	7 土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースA	交通																																													
	8 土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースA	交通																																													
	9 土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースB	交通																																													
	10 土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースB	交通																																													
	上記の資格について、現在の資格名称等(部門名称等を含む。以下同じ。)と過去の資格名称等が異なる場合は、当該資格の認定機関にて資格名称等の内容に相異が無いことが確認できること。																																															
	※1 上記3に示す、「同等の能力と経験を有する者」とは、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る)にあって、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定または国土交通大臣認定を受けている技術者をいう。																																															
	手持ち業務量																																															
	手持ち業務量が、次に該当しないこと。 ①1件500万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数の合計が10件以上																																															
	なお、手持ち業務について、「低入札価格調査対象業務」がある場合は、①の件数は5件以上とする。																																															

	審査基準	次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。																																											
		平成22年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。 業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。																																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分野</th><th>業務段階1</th><th>業務段階2</th><th>業務段階3</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路</td><td>道路</td><td>基本(予備・概略)設計</td><td></td></tr> <tr><td>道路</td><td>道路</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr> <tr><td>道路</td><td>道路</td><td>施工計画</td><td></td></tr> <tr><td>道路</td><td>現道拡幅</td><td>基本(予備・概略)設計</td><td></td></tr> <tr><td>道路</td><td>現道拡幅</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr> <tr><td>道路</td><td>現道拡幅</td><td>施工計画</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>			業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	道路	道路	基本(予備・概略)設計		道路	道路	実施(詳細)設計		道路	道路	施工計画		道路	現道拡幅	基本(予備・概略)設計		道路	現道拡幅	実施(詳細)設計		道路	現道拡幅	施工計画														
業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																										
道路	道路	基本(予備・概略)設計																																											
道路	道路	実施(詳細)設計																																											
道路	道路	施工計画																																											
道路	現道拡幅	基本(予備・概略)設計																																											
道路	現道拡幅	実施(詳細)設計																																											
道路	現道拡幅	施工計画																																											
競争参加要件	予定照査技術者に求める事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>1 技術士</th><th>総合技術監理部門</th><th>建設一道路</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>2 技術士</td><td>建設部門</td><td>道路</td><td></td></tr> <tr><td>3 上記2と同等の能力と経験を有する者※1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4 國土交通省登録技術者資格</td><td>道路</td><td>計画・調査・設計</td><td></td></tr> <tr><td>5 RCCM</td><td>道路</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6 土木学会認定土木技術者</td><td>特別上級土木技術者</td><td>交通</td><td></td></tr> <tr><td>7 土木学会認定土木技術者</td><td>上級土木技術者コースA</td><td>交通</td><td></td></tr> <tr><td>8 土木学会認定土木技術者</td><td>1級土木技術者コースA</td><td>交通</td><td></td></tr> <tr><td>9 土木学会認定土木技術者</td><td>上級土木技術者コースB</td><td>交通</td><td></td></tr> <tr><td>10 土木学会認定土木技術者</td><td>1級土木技術者コースB</td><td>交通</td><td></td></tr> </tbody> </table>				1 技術士	総合技術監理部門	建設一道路		2 技術士	建設部門	道路		3 上記2と同等の能力と経験を有する者※1				4 國土交通省登録技術者資格	道路	計画・調査・設計		5 RCCM	道路			6 土木学会認定土木技術者	特別上級土木技術者	交通		7 土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースA	交通		8 土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースA	交通		9 土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースB	交通		10 土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースB	交通	
1 技術士	総合技術監理部門	建設一道路																																											
2 技術士	建設部門	道路																																											
3 上記2と同等の能力と経験を有する者※1																																													
4 國土交通省登録技術者資格	道路	計画・調査・設計																																											
5 RCCM	道路																																												
6 土木学会認定土木技術者	特別上級土木技術者	交通																																											
7 土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースA	交通																																											
8 土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースA	交通																																											
9 土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースB	交通																																											
10 土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースB	交通																																											
上記の資格について、現在の資格名称等(部門名称等を含む。以下同じ。)と過去の資格名称等が異なる場合は、当該資格の認定機関にて資格名称等の内容に相異が無いことが確認できること。																																													
※1 上記3に示す、「同等の能力と経験を有する者」とは、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る)にあって、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定または国土交通大臣認定を受けている技術者をいう。																																													
競争参加資格未資格者		施工管理(調査等)業務の受注者	業務名) 令和7年度 磐越自動車道 西会津地区施工管理業務 受注者名) 株式会社クリエート																																										
			業務名) - 受注者名) -																																										
その他																																													
-																																													

技術者資格に関する契約履行要件等一覧表【予定管理技術者及び予定照査技術者以外の技術者に契約後に求める要件】

	配置基準	履行期間の開始日（「余裕期間制度」を適用した業務は、受注者が設定した業務の始期）において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できること。
契約履行要件 (契約後に技術者を配置するための要件:調達手続き中の配置は不要)	予定現場作業責任者に求める事項	技術者の配置 不要
		技術者資格 -

※予定管理技術者及び予定照査技術者に求める経験・資格は競争参加資格要件等一覧表に記載している。

技術評価項目及び評価基準

参加表明者に提出を求める参加表明書の作成、技術提案書の提出者を選定するための技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

簡易公募型プロポーザル方式_技術者評価型			技術評価点(満点)		100点																												
評価項目		評価基準																															
参加表明者の経験及び能力	実績等	次の基準で評価する。																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価点= 配点 × 係数 a</td><td>(25点)</td><td>同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合</td><td>同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合</td></tr> <tr> <td colspan="2">係数 a の設定は下記のとおり</td><td>同種業務実績の受渡しが令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の場合</td><td></td></tr> <tr> <td>1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td><td>1.00</td><td>0.50</td><td>0.25</td></tr> <tr> <td>2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td></tr> <tr> <td>3) 上記1)、2)に該当しない</td><td></td><td>0.00</td><td></td></tr> </tbody> </table>				評価基準				評価点= 配点 × 係数 a	(25点)	同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合	係数 a の設定は下記のとおり		同種業務実績の受渡しが令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の場合		1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25	2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25	0.12	3) 上記1)、2)に該当しない		0.00					
評価基準																																	
評価点= 配点 × 係数 a	(25点)	同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合																														
係数 a の設定は下記のとおり		同種業務実績の受渡しが令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の場合																															
1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25																														
2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25	0.12																														
3) 上記1)、2)に該当しない		0.00																															
参加表明者の経験及び能力	成績・表彰等	次の基準で評価する。																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価点= 配点 × 係数 a × (同種業務実績の成績評定点-70)</td><td>(15点)</td><td>20</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="4">※評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする。 ※成績評定点が90点以上の場合、成績評定点を90点とする。 ※成績評定点が70点に満たない場合又は成績評定点が無い場合は、評価点は0点とする。</td></tr> <tr> <td colspan="2">係数 a の設定は下記のとおり</td><td>同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合</td><td>同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合</td></tr> <tr> <td>1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td><td>1.00</td><td>0.50</td><td>0.25</td></tr> <tr> <td>2) 同種業務実績が国土交通省の発注業務</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td></tr> <tr> <td>3) 上記1)、2)に該当しない</td><td></td><td>0.00</td><td></td></tr> </tbody> </table>				評価基準				評価点= 配点 × 係数 a × (同種業務実績の成績評定点-70)	(15点)	20		※評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする。 ※成績評定点が90点以上の場合、成績評定点を90点とする。 ※成績評定点が70点に満たない場合又は成績評定点が無い場合は、評価点は0点とする。				係数 a の設定は下記のとおり		同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合	1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25	2) 同種業務実績が国土交通省の発注業務	0.50	0.25	0.12	3) 上記1)、2)に該当しない		0.00	
評価基準																																	
評価点= 配点 × 係数 a × (同種業務実績の成績評定点-70)	(15点)	20																															
※評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする。 ※成績評定点が90点以上の場合、成績評定点を90点とする。 ※成績評定点が70点に満たない場合又は成績評定点が無い場合は、評価点は0点とする。																																	
係数 a の設定は下記のとおり		同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合																														
1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25																														
2) 同種業務実績が国土交通省の発注業務	0.50	0.25	0.12																														
3) 上記1)、2)に該当しない		0.00																															
参加表明者の経験及び能力	成績・表彰等	次の基準で評価する。																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価点= 配点 × 係数 a</td><td>(5点)</td><td>同種業務実績の受渡しが令和5年4月1日以降である場合</td><td>同種業務実績の受渡しが令和5年3月31日以前でかつ令和3年4月1日以降の場合</td></tr> <tr> <td colspan="2">係数 a の設定は下記のとおり</td><td>同種業務実績の受渡しが令和3年3月31日以前でかつ平成28年4月1日以降の場合</td><td></td></tr> <tr> <td>1) 同一業種区分においてNEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績</td><td>1.00</td><td>0.50</td><td>0.25</td></tr> <tr> <td>2) 同一業種区分においてNEXCO東日本の事務所長表彰の実績</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td></tr> <tr> <td>3) 上記1)、2)に該当しない</td><td></td><td>0.00</td><td></td></tr> </tbody> </table>				評価基準				評価点= 配点 × 係数 a	(5点)	同種業務実績の受渡しが令和5年4月1日以降である場合	同種業務実績の受渡しが令和5年3月31日以前でかつ令和3年4月1日以降の場合	係数 a の設定は下記のとおり		同種業務実績の受渡しが令和3年3月31日以前でかつ平成28年4月1日以降の場合		1) 同一業種区分においてNEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績	1.00	0.50	0.25	2) 同一業種区分においてNEXCO東日本の事務所長表彰の実績	0.50	0.25	0.12	3) 上記1)、2)に該当しない		0.00					
評価基準																																	
評価点= 配点 × 係数 a	(5点)	同種業務実績の受渡しが令和5年4月1日以降である場合	同種業務実績の受渡しが令和5年3月31日以前でかつ令和3年4月1日以降の場合																														
係数 a の設定は下記のとおり		同種業務実績の受渡しが令和3年3月31日以前でかつ平成28年4月1日以降の場合																															
1) 同一業種区分においてNEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績	1.00	0.50	0.25																														
2) 同一業種区分においてNEXCO東日本の事務所長表彰の実績	0.50	0.25	0.12																														
3) 上記1)、2)に該当しない		0.00																															
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	次の基準で評価する。																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術部門・科目・種類に応じ評価する。</td><td>①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」のイに該当する</td><td>20点</td><td></td></tr> <tr> <td>外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</td><td>②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」のロに該当する</td><td>10点</td><td>20点</td></tr> <tr> <td></td><td>③上記に該当しない</td><td></td><td>不適</td></tr> </tbody> </table>				評価基準				技術部門・科目・種類に応じ評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」のイに該当する	20点		外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」のロに該当する	10点	20点		③上記に該当しない		不適												
評価基準																																	
技術部門・科目・種類に応じ評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」のイに該当する	20点																															
外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」のロに該当する	10点	20点																														
	③上記に該当しない		不適																														

配置予定管理技術者の経験及び能力	実績等	配置予定管理技術者の同種業務の実績	次の基準で評価する。																																																													
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">評価基準</th> <th>評価点</th><th>配点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価点= 配点 × 係数 a</td><td>(20点)</td><td>係数 a</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="4">係数 a の設定は下記のとおり</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合</td><td>同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合</td><td>同種業務実績の受渡しが令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の場合</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td><td>1.00</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.25</td><td>20～0点</td><td>20点</td></tr> <tr> <td>2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td><td>0.12</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>3) 上記1)、2)に該当しない</td><td></td><td>0.00</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	評価基準				評価点	配点	評価点= 配点 × 係数 a	(20点)	係数 a				係数 a の設定は下記のとおり								同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合	同種業務実績の受渡しが令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の場合			1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25	0.25	20～0点	20点	2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25	0.12	0.12			3) 上記1)、2)に該当しない		0.00																			
評価基準				評価点	配点																																																											
評価点= 配点 × 係数 a	(20点)	係数 a																																																														
係数 a の設定は下記のとおり																																																																
		同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合	同種業務実績の受渡しが令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の場合																																																												
1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25	0.25	20～0点	20点																																																										
2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25	0.12	0.12																																																												
3) 上記1)、2)に該当しない		0.00																																																														
配置予定管理技術者の経験及び能力	成績・表彰等	配置予定管理技術者の同種業務の成績	次の基準で評価する。																																																													
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">評価基準</th> <th>評価点</th><th>配点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価点= 配点 × 係数 a × (同種業務実績の技術者評定点-70)</td><td>(15点)</td><td>20</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="4">※評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする。</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="4">※技術者評定点が90点以上の場合、技術者評定点を90点とする。</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="4">※技術者評定点が70点に満たない場合又は技術者評定点が無い場合は、評価点は0点とする。</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="4">係数 a の設定は下記のとおり</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合</td><td>同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合</td><td>同種業務実績の受渡しが令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の場合</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>1) 同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td><td>1.00</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.25</td><td>15～0点</td><td>15点</td></tr> <tr> <td>2) 同種業務実績が国土交通省の発注業務</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td><td>0.12</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>3) 上記1)、2)に該当しない</td><td></td><td>0.00</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	評価基準				評価点	配点	評価点= 配点 × 係数 a × (同種業務実績の技術者評定点-70)	(15点)	20				※評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする。						※技術者評定点が90点以上の場合、技術者評定点を90点とする。						※技術者評定点が70点に満たない場合又は技術者評定点が無い場合は、評価点は0点とする。						係数 a の設定は下記のとおり								同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合	同種業務実績の受渡しが令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の場合			1) 同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25	0.25	15～0点	15点	2) 同種業務実績が国土交通省の発注業務	0.50	0.25	0.12	0.12			3) 上記1)、2)に該当しない		0.00	
評価基準				評価点	配点																																																											
評価点= 配点 × 係数 a × (同種業務実績の技術者評定点-70)	(15点)	20																																																														
※評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする。																																																																
※技術者評定点が90点以上の場合、技術者評定点を90点とする。																																																																
※技術者評定点が70点に満たない場合又は技術者評定点が無い場合は、評価点は0点とする。																																																																
係数 a の設定は下記のとおり																																																																
		同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合	同種業務実績の受渡しが令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の場合																																																												
1) 同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25	0.25	15～0点	15点																																																										
2) 同種業務実績が国土交通省の発注業務	0.50	0.25	0.12	0.12																																																												
3) 上記1)、2)に該当しない		0.00																																																														
			<p>◇留意事項 同種業務実績の従事役職での技術者評定点が確認できない場合は、評価しない。</p>																																																													
配置予定管理技術者の経験及び能力	配置予定管理技術者の手持ち業務件数		次の基準で評価する。																																																													
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th><th>配点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理技術者又は担当技術者として従事している1件500万円以上上の手持ち業務について、 ①契約件数の合計が10件以上かに該当するか否かにより判断する。 なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」が1件でも含まれる場合は、上記①の件数を5件以上とする。</td><td>①に該当しない</td><td>適</td><td>-</td></tr> <tr> <td></td><td>①に該当する</td><td>不適</td><td></td></tr> </tbody> </table>	評価基準		評価点	配点	管理技術者又は担当技術者として従事している1件500万円以上上の手持ち業務について、 ①契約件数の合計が10件以上かに該当するか否かにより判断する。 なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」が1件でも含まれる場合は、上記①の件数を5件以上とする。	①に該当しない	適	-		①に該当する	不適																																																		
評価基準		評価点	配点																																																													
管理技術者又は担当技術者として従事している1件500万円以上上の手持ち業務について、 ①契約件数の合計が10件以上かに該当するか否かにより判断する。 なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」が1件でも含まれる場合は、上記①の件数を5件以上とする。	①に該当しない	適	-																																																													
	①に該当する	不適																																																														
業務実施体制	業務実施体制の妥当性		次の基準で評価する。																																																													
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th><th>配点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>以下のいずれかに該当する場合には評価しない。 ①再委任の内容が主たる部分[共通仕様書1-19-1]若しくは秘密の保持[共通仕様書1-50-12]（※調査等共通仕様書を適用する場合）/[共通仕様書1-48-12]（※施設工事調査等共通仕様書を適用する場合）に係る場合。 ②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。</td><td>いずれも該当しない いずれかに該当する</td><td>適 不適</td><td>-</td></tr> </tbody> </table>	評価基準		評価点	配点	以下のいずれかに該当する場合には評価しない。 ①再委任の内容が主たる部分[共通仕様書1-19-1]若しくは秘密の保持[共通仕様書1-50-12]（※調査等共通仕様書を適用する場合）/[共通仕様書1-48-12]（※施設工事調査等共通仕様書を適用する場合）に係る場合。 ②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。	いずれも該当しない いずれかに該当する	適 不適	-																																																					
評価基準		評価点	配点																																																													
以下のいずれかに該当する場合には評価しない。 ①再委任の内容が主たる部分[共通仕様書1-19-1]若しくは秘密の保持[共通仕様書1-50-12]（※調査等共通仕様書を適用する場合）/[共通仕様書1-48-12]（※施設工事調査等共通仕様書を適用する場合）に係る場合。 ②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。	いずれも該当しない いずれかに該当する	適 不適	-																																																													
技術提案書の提出者を選定する方法		<p>技術提案書の選定方法は次のとおりとする。</p> <p>①『競争参加資格要件等一覧表』に示す競争参加資格のすべてを満足し、かつ、参加表明書の評価において不適とされなかつた提出者の中から、参加表明者の評価点の高い者より技術提案書の提出者の選定を行う。</p> <p>②技術提案書の提出者として3者を選定する。ただし、同評価又は同等程度評価の提出者が3者を超えて存在する場合、又は参加表明書の提出者が3者に満たない場合にはこの限りではない。</p> <p>③入札手続き中の事態等により選定者が2者以下になった場合には、追加選定を行うことがある。なお、追加選定にあたり参加表明書の再提出は求めず、また、技術提案書の提出期限日は変更しない。</p>																																																														

技術提案書の選定者に提出を求める技術提案書の作成、技術提案書を特定するための技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

簡易公募型プロポーザル方式_技術者評価型	技術評価点(満点)	100点
----------------------	-----------	------

評価項目		評価基準																											
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の技術者資格	次の基準で評価する。																										
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術部門・科目・種類に応じ評価する。</td><td>①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」のイに該当する</td><td>15点</td><td rowspan="3">15点</td></tr> <tr> <td>外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</td><td>②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」のロに該当する</td><td>7.5点</td></tr> <tr> <td></td><td>③上記に該当しない</td><td>不適</td></tr> </tbody> </table>	評価基準		評価点	配点	技術部門・科目・種類に応じ評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」のイに該当する	15点	15点	外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」のロに該当する	7.5点		③上記に該当しない	不適												
評価基準		評価点	配点																										
技術部門・科目・種類に応じ評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」のイに該当する	15点	15点																										
外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」のロに該当する	7.5点																											
	③上記に該当しない	不適																											
配置予定管理技術者の経験及び能力	実績等	配置予定管理技術者の同種業務の実績	次の基準で評価する。	評価基準	評価点																								
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価点= 配点 × 係数 a (15点)</td><td>係数 a</td><td rowspan="4">15点</td></tr> <tr> <td>係数 a の設定は下記のとおり</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合</td><td>同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合</td><td>同種業務実績の受渡しが令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の場合</td></tr> <tr> <td>1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td><td>1.00</td><td>0.50</td><td>0.25</td></tr> <tr> <td>2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td></tr> <tr> <td>3) 上記1)、2)に該当しない</td><td></td><td>0.00</td><td></td></tr> </tbody> </table>	評価基準		評価点	評価点= 配点 × 係数 a (15点)	係数 a	15点	係数 a の設定は下記のとおり			同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合	同種業務実績の受渡しが令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の場合	1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25	2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25	0.12	3) 上記1)、2)に該当しない		0.00			
評価基準		評価点																											
評価点= 配点 × 係数 a (15点)	係数 a	15点																											
係数 a の設定は下記のとおり																													
	同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合		同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合	同種業務実績の受渡しが令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の場合																									
1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00		0.50	0.25																									
2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25	0.12																										
3) 上記1)、2)に該当しない		0.00																											
配置予定照査技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定照査技術者の技術者資格	次の基準で評価する。	評価基準	評価点 配点																								
			<table border="1"> <tbody> <tr> <td>技術部門・科目・種類に応じ評価する。</td> <td>①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定照査技術者/現場作業責任者に求める事項_技術者資格」のイに該当する</td> <td>5点</td> <td rowspan="3">5点</td></tr> <tr> <td>外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</td> <td>②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定照査技術者/現場作業責任者に求める事項_技術者資格」のロに該当する</td> <td>2.5点</td></tr> <tr> <td></td> <td>③上記に該当しない</td> <td>不適</td></tr> </tbody> </table>	技術部門・科目・種類に応じ評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定照査技術者/現場作業責任者に求める事項_技術者資格」のイに該当する	5点	5点	外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定照査技術者/現場作業責任者に求める事項_技術者資格」のロに該当する	2.5点		③上記に該当しない	不適																
技術部門・科目・種類に応じ評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定照査技術者/現場作業責任者に求める事項_技術者資格」のイに該当する	5点	5点																										
外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定照査技術者/現場作業責任者に求める事項_技術者資格」のロに該当する	2.5点																											
	③上記に該当しない	不適																											
配置予定照査技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定照査技術者の同種業務の実績	次の基準で評価する。	評価基準	評価点																								
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価点= 配点 × 係数 a (5点)</td><td>係数 a</td><td rowspan="4">5点</td></tr> <tr> <td>係数 a の設定は下記のとおり</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合</td><td>同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合</td><td>同種業務実績の受渡しが令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の場合</td></tr> <tr> <td>1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td><td>1.00</td><td>0.50</td><td>0.25</td></tr> <tr> <td>2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td></tr> <tr> <td>3) 上記1)、2)に該当しない</td><td></td><td>0.00</td><td></td></tr> </tbody> </table>	評価基準		評価点	評価点= 配点 × 係数 a (5点)	係数 a	5点	係数 a の設定は下記のとおり			同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合	同種業務実績の受渡しが令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の場合	1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25	2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25	0.12	3) 上記1)、2)に該当しない		0.00			
評価基準		評価点																											
評価点= 配点 × 係数 a (5点)	係数 a	5点																											
係数 a の設定は下記のとおり																													
	同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合		同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合	同種業務実績の受渡しが令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の場合																									
1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00		0.50	0.25																									
2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25	0.12																										
3) 上記1)、2)に該当しない		0.00																											

	<p>次の基準で評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務理解度</td><td>業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。</td><td>10点</td></tr> <tr> <td>実施手順</td><td>業務実施手順を示す業務フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。</td><td>30点</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。</td><td>20点</td></tr> </tbody> </table>	評価基準		配点	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10点	実施手順	業務実施手順を示す業務フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	30点	その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	20点
評価基準		配点											
業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10点											
実施手順	業務実施手順を示す業務フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	30点											
その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	20点											
業務への取り組み姿勢	<p>評価方法は次の通りとする。</p> <p>①「業務への取り組み姿勢」に記載された内容と、その内容に対するヒアリングを行い、総合的に評価を行う。</p> <p>②次の審査基準により、評価者(3名)が評価項目毎に各社を相対的に評価する。</p> <p>【配点が10点の場合】</p> <p>10点(相対的に非常に優れている) 8点(相対的に優れている) 6点(普通) 0点(妥当でない)</p> <p>③各評価者の評価の平均点が評価点となる。(評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)</p>												
総額	<p>次の基準で評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・代替案を含めて参考業務規模と大きく乖離した見積である場合は特定しない。 ・提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。</td><td></td><td>-</td></tr> <tr> <td>参考業務規模(税込)</td><td>15百万円</td><td></td></tr> </tbody> </table>	評価基準		配点	・代替案を含めて参考業務規模と大きく乖離した見積である場合は特定しない。 ・提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。		-	参考業務規模(税込)	15百万円				
評価基準		配点											
・代替案を含めて参考業務規模と大きく乖離した見積である場合は特定しない。 ・提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。		-											
参考業務規模(税込)	15百万円												
技術提案書に関するヒアリング	<p>(1)ヒアリングでは、技術提案書に記載された次の事項について質疑応答を行う。</p> <p>イ. 配置予定管理技術者の業務経験について ロ. 業務の取組姿勢について ハ. 総額について 一. 参考見積書の内容について</p> <p>(2)ヒアリング時の追加資料は受理しない。</p> <p>(3)ヒアリングは質疑応答を含め30分程度とする。</p>												